

議案第 85 号

墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例の
一部を改正する条例

墨田区公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例（平成 24 年
墨田区条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 12 号ウ中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

国が定める公衆浴場における水質基準等に関する指針の一部改正に伴い、浴槽水の
水質基準のうち大腸菌群数の基準を大腸菌数の基準に改める必要がある。